

議案第78号

令和7年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	50社70工場
(2) 年間総契約水量	132,035,100 m ³
(3) 1日当たり契約水量	361,740 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 浄水施設費	599,855 千円
イ 配水施設費	3,078,866 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	6,577,546 千円
第1項 営業収益	6,248,837 千円
第2項 営業外収益	322,912 千円
第3項 特別利益	5,797 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	5,819,207 千円
第1項 営業費用	5,689,756 千円
第2項 営業外費用	119,441 千円
第3項 特別損失	10 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,090,863 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 213,832 千円、減債積立金 545,625 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 2,331,406 千円で補填するものとする。）。

		収 入
第1款	工業用水道事業 資本的収入	1,837,986 千円
第1項	企業債	1,711,000 千円
第2項	補助金	126,584 千円
第3項	固定資産売却代金	402 千円

		支 出
第1款	工業用水道事業 資本的支出	4,928,849 千円
第1項	建設改良費	4,278,821 千円
第2項	企業債償還金	545,625 千円
第3項	投資	99,403 千円
第4項	予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度 原・浄・配水施設関連経費	令和7年度から 令和10年度まで	10,038,843 千円
令和7年度 土地借上料	令和7年度から 令和12年度まで	11,183 千円
令和7年度 長沢浄水場排水処理施設関連経費	令和7年度から 令和30年度まで	709,735 千円
令和7年度 財務会計システム関連経費	令和8年度	2,437 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道 1 浄水施設等 整備事業	千円 260,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40 か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。
工業用水道 2 配水施設等 整備事業	1,451,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

707,455 千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、110,687 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、25,900 千円と定める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦